

電気料金の見直しのご案内

弊社は、一般送配電事業者である北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「北海道電力NW」といいます。）が2025年10月1日より託送料金を見直しすることに伴い、2025年10月1日より電気料金を見直しを実施いたします。

主な見直し幅は以下のとおりとなりますが、各契約種別（料金種別）における見直し後の電気料金単価については、添付の「電気料金単価表」によりご確認をお願いいたします。

■ 代表的な契約種別（料金種別）における見直し内容

電圧	契約種別 (料金種別)	項目	変更前単価	変更後単価	見直し幅
高圧	業務用電力 (一般料金)	基本料金 (1kW/円)	2,642.60	2,693.20	+50.60
		電力量料金 (1kWh/円)	23.29	23.40	+0.11
特別 高圧	業務用電力 (A料金・60kV)	基本料金 (1kW/円)	2,607.40	2,619.50	+12.10
		電力量料金 (1kWh/円)	20.88	20.98	+0.10

弊社ホームページでは電気料金見直しに関する特設ページを開設しております。特設ページ内ではお客さま自身で電気料金見直しの影響額を試算出来るページや、変更後の各種約款等見直しに関する内容をご案内しております。なお、右の二次元バーコードからもアクセスいただけます。



■ (参考) 託送料金見直しの背景 (北海道電力NWプレスリリースより要約)

北海道エリアにおける電力需要が当初の想定よりも下回り、託送料金収入が不足することが見込まれ、このままの状況が継続した場合には、計画していた送配電設備の更新・保全等にも支障をきたし、電力の安定供給に影響を生じさせかねないことから、レベニューキャップ制度^{※1}における第1規制期間^{※2} (2023~2027年度) の電力需要減に伴う託送料金収入不足分 (「事業計画」と「実績および最新計画」の乖離分) を託送料金に反映するものです。

託送供給等約款の変更に関する詳細については、北海道電力NWのホームページによりご確認をお願いいたします。

※1 レベニューキャップ制度とは、一般送配電事業者に必要な投資の確保とコスト効率化を両立させながら、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図っていくため、事業計画に基づく費用 (収入上限) について国が承認し、事業者は収入上限の範囲で、創意工夫しながら事業を推進していく制度のことをいいます。

※2 第1規制期間とは、レベニューキャップ制度において、設定された最初の5ヶ年間のことをいいます。